

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 1 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地					
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢								
1	米原市朝日字西山	1518	1005	ハ	山林	0.0347	広葉樹 スギ	61 35	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1518番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 2 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					(名称) 米原市長 角田航也		(所在地) 米原市米原1016番地					
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢							
1	米原市朝日字西山	1525	1005	ハ	保安林	0.0935	スギ ヒノキ	52 52	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を發揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	
						</									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 米原市長 角田航也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 												

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1525番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号		朝日西山 R 7 第 3 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 米原市長 角田航也		(所在地) 米原市米原1016番地							
				経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理 権の始期	経営管理 権の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢								
1	米原市朝日字西山		1519	1005	ハ	山林	0.0409	スギ	68	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。												
権利の設定を受ける市町村（乙）									住 所（同上）	米原市長 角田航也		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）									住 所（同上）	[REDACTED]		

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1519番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 4 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）				
	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢							
1	米原市朝日字西山	1508	1005	ハ	保安林	0.1051	広葉樹 (広葉樹/ スギ)	75 (75/43)	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 米原市長 角田航也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 												

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1508番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 5 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					(名称) 米原市長 角田航也		(所在地) 米原市米原1016番地					
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢							
1	米原市朝日字西山	1489	1005	ハ	山林	0.0403	スギ/ヒノキ	85/46	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 米原市長 角田航也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 												

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1489番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 6 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢							
1	米原市朝日字西山	1515	1005	ハ	山林	0.1355	スギ	51	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。
2	米原市朝日字西山	1516	1005	ハ	山林	0.0280	ヒノキ	51	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					
3	米原市朝日字西山	1529	1005	ハ	山林	0.0813	広葉樹 (広葉樹/ スギ)	105 (105/42)	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1515番
1516番



1529番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）
住所（同上）
米原市長
角田航也

権利を設定する森林の森林所有者（甲）
住所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1511番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 8 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地						
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢								
1	米原市朝日字西山		1514	1005	ハ	山林	0.0760	マツ （広葉樹/ スギ）	125 （68/38）	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を發揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。		
2	米原市朝日字西山		1517	1005	ハ	山林	0.0416	マツ/広葉樹 （広葉樹/ スギ）	125/95 （95/47）	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1514番
1517番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 9 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）				
	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の初期	経営管理 権の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢							
1	米原市朝日字西山	1528	1005	ハ	保安林	0.1160	ヒノキ	105	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を發揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の2 0 % 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （ h a ）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
							</					

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1528番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R7第 10号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地							
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													経営管理 権の初期	経営管理 権の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢									
1	米原市朝日字西山		1526	1005	ハ	保安林	0.0816	ヒノキ	68	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （ h a ）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
										</		

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1526番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R7第 11号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢							
1	米原市朝日字西山	1485	1005	ハ	山林	0.3352	スギ	115	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	
2	米原市朝日字西山	1486	1005	ハ	保安林	0.0975	スギ	115	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					
3	米原市朝日字西山	1487	1005	ハ	保安林	0.2829	スギ	116	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					
4	米原市朝日字西山	1512	1005	ハ	保安林	0.1361	スギ	105	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					
5	米原市朝日字西山	1513	1005	ハ	保安林	0.0476	スギ	105	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （ h a ）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
											</	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1485番
1486番
1487番

1512番
1513番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公
図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 1 2 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 米原市長 角田航也		(所在地) 米原市米原1016番地							
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理 権の初期	経営管理 権の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢							
1	米原市朝日字西山		1483	1005	ハ	宅地	0.0754	— (広葉樹/ スギ)	— (50/42)	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	
2	米原市朝日字西山		1484	1005	ハ	山林	0.1097	スギ	50/85	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1483番
1484番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 1 3 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地									
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）															経営管理 権の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢											
1	米原市朝日字西山		1504	1005	ハ	保安林	0.8833	スギ	56	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の2 0 % 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。					
2	米原市朝日字西山		1510	1005	ハ	保安林	0.1190	マツ/スギ	60/60	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで									
3	米原市朝日字西山		1520	1005	ハ	山林	0.1269	マツ/スギ (スギ/ 広葉樹)	105/105 (105/60)	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで									
4	米原市朝日字西山		1521	1005	ハ	保安林	0.3894	ヒノキ/スギ	65/65	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで									
5	米原市朝日字西山		1522	1005	ハ	保安林	0.2515	スギ	95	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1510番

1520番
1521番

1504番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 1 4 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地									
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）															経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢											
1	米原市朝日字西山		1488	1005	ハ	山林	0.0502	スギ	110	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の２０％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年１回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1488番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 1 5 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地					
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理 権の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢							
1	米原市朝日字西山		1509	1005	ハ	保安林	0.3586	ヒノキ/スギ	42/95	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 米原市長 角田航也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 												

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1509番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R 7 第 1 6 号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 米原市長 角田航也				（所在地） 米原市米原1016番地									
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）				（氏名又は名称）				（住所又は所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）															経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在		地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢											
1	米原市朝日字西山		1527	1005	ハ	保安林	0.1970	マツ （スギ/ ヒノキ）	65 (43/43)	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を發揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の2 0 % 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 米原市長 角田航也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 												

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1527番

この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	朝日西山 R7第 17号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					（名称） 米原市長 角田航也			（所在地） 米原市米原1016番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）					（氏名又は名称）			（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢							
1	米原市朝日字西山	1524	1005	ハ	保安林	0.1791	マツ/ヒノキ （ヒノキ）	110/100 （100）	公告のあつ た日から	2035.3.31 まで	乙は、森林の多面的機能 を発揮させることに留意 しながら、米原市森林整 備計画に基づき、存続期 間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹：除伐 ・竹林：伐採、整理 ・倒木・枯損木：伐採、整理 間伐は林分の状況に応じ て、定量間伐又は定性間 伐を行うこととし、定量 間伐は成立本数の20％ 伐採を標準とするが、林 分密度や林内照度を勘案 して増減するものとし る。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度、目視による巡視を 行う。 経営管理実施権の設定は 行わない。	原則として乙は間伐材の搬出・販売は 行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （h a）	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 米原市長 角田航也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 												

- （記載注意）
- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権設定区域図
米原市 朝日（西山）



1524番



この地図は、米原市都市計画基本図及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。